

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

FAMICは、識別したリスクを評価し、これらを適切かつ効果的に管理・モニタリングするため、リスク管理委員会を設置しています。リスク管理委員会は、リスク評価・対応及びリスク管理について検討し、その結果を内部統制委員会に報告しています。

理事長の指揮の下、効率的・効果的な業務運営を推進するため、3つのディフェンスライン（防御線）の考え方※に基づきリスク管理を実施しています。リスク管理の仕組みは以下のとおりです。

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

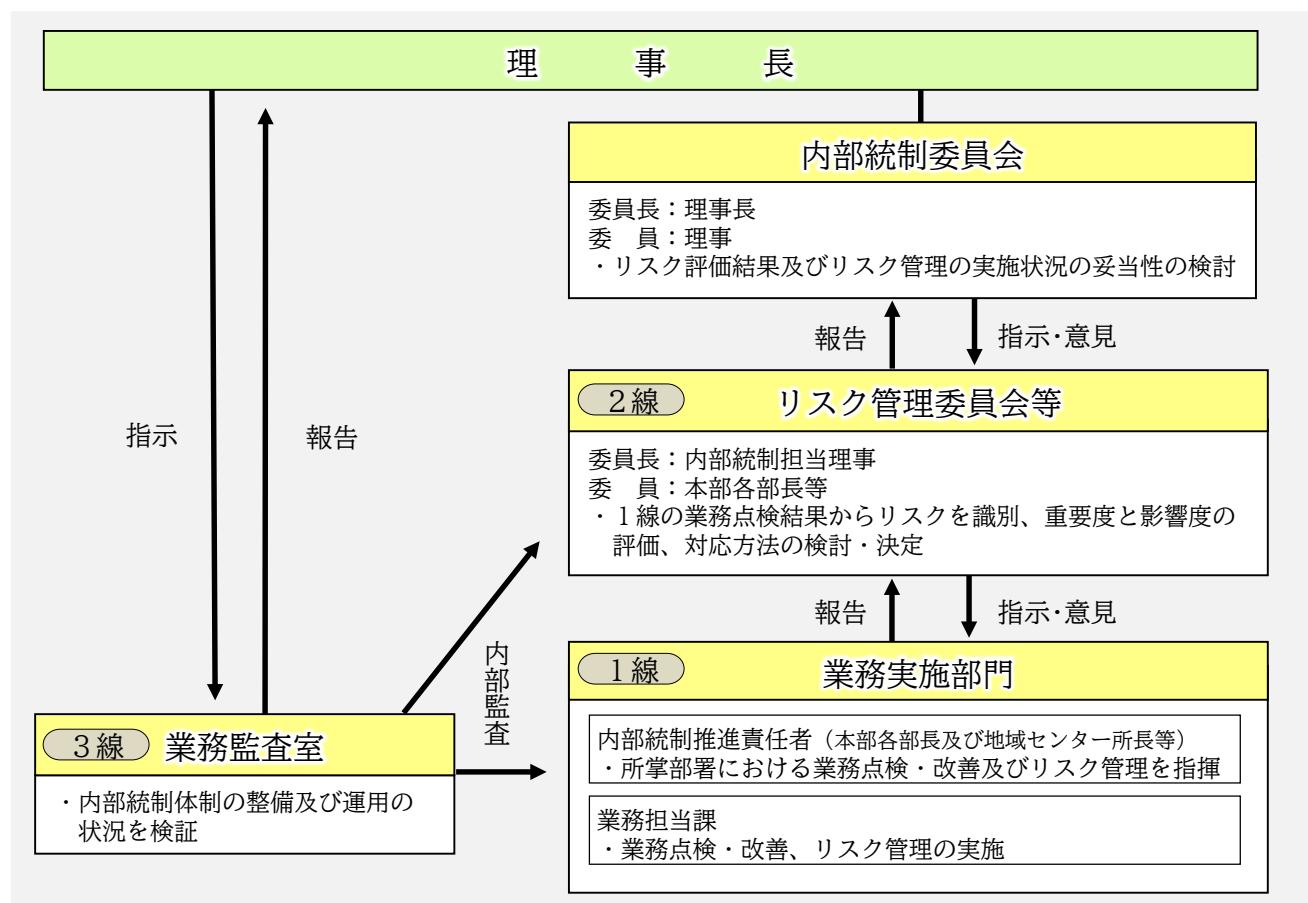
◇業務実績等報告書

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/houkoku/



◇業務方法書

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/doc/gyoumuhouhoukyo.pdf



※3つのディフェンスライン（防御線）

リスクとコントロールの有効な管理のためには、理事長の指揮の下で、3つの別々のグループ（1線、2線及び3線）が必要だという考え方を前提として役割と職務を明確にすることにより、リスクマネジメントとコントロールへの理解を深めることを目的としています。

1線：リスクとコントロールを所有し管理します。本部各部、地域センター等の業務実施部門が該当します。

2線：1線を支援してリスクとコントロールをモニターします。企画調整部、総務部及び情報システム・セキュリティ統括官（チーム）と、地域センター等の事業を統制する本部の各事業部及びリスク管理委員会が該当します。

3線：リスクマネジメントとコントロールの有効性について理事長に独立的なアシュアランスを提供する内部監査を行います。業務監査室が該当します。

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

FAMICが保有する主要なリスク及びその対応状況は以下のとおりです。

① 事故・災害等の緊急時に関する対応状況

FAMICは、防災業務計画及び業務継続計画（BCP）を定め、計画に基づく訓練等を行うことにより、災害時の防災体制や農林水産省等との協力体制を整備し、災害発生時にも業務を円滑に継続する体制を整備しています。また、これらの計画を隨時見直すことで、事故・災害等の緊急時に発生するリスクに備えています。

具体的には、令和6年度は、有事に混乱が生じるリスクに対し、本部及び地域センターで緊急連絡網を更新するとともに安否確認訓練等の防災避難訓練を実施しリスクへの対応を強化しました。

② 情報セキュリティインシデント発生時の対応状況

FAMICは、保有する情報の安全性を確保し維持するため、情報セキュリティ対策の基本的な方針及び基準を定め、情報セキュリティの確保及びその強化・拡充を図っています。

また、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び顕在時の損失等を分析し、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じています。

具体的には、令和6年度は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」（令和5年7月4日・サイバーセキュリティ戦略本部）に準拠するよう内部規定を整備・見直しするとともに、職場内連絡ツールによる不審メールの注意点の周知、標的型攻撃メール訓練、インシデント発生想定訓練等の実施により、リスクへの対応を強化しました。また、Web会議や在宅勤務制度に対応するICTソフトウェアに関する情報セキュリティのリスクを識別し、引き続き情報セキュリティ教育を実施し、リスクへの対応を強化しています。

③ 業務の執行に関する課題・リスクへの対応状況

令和6年度に、リスク管理委員会が業務の執行に関する主なリスクとして評価、整理したリスクは以下のとおりです。リスク管理委員会は、これらリスクへの対応方針を決定し、モニタリングすることで、リスクへの対応を強化しました。

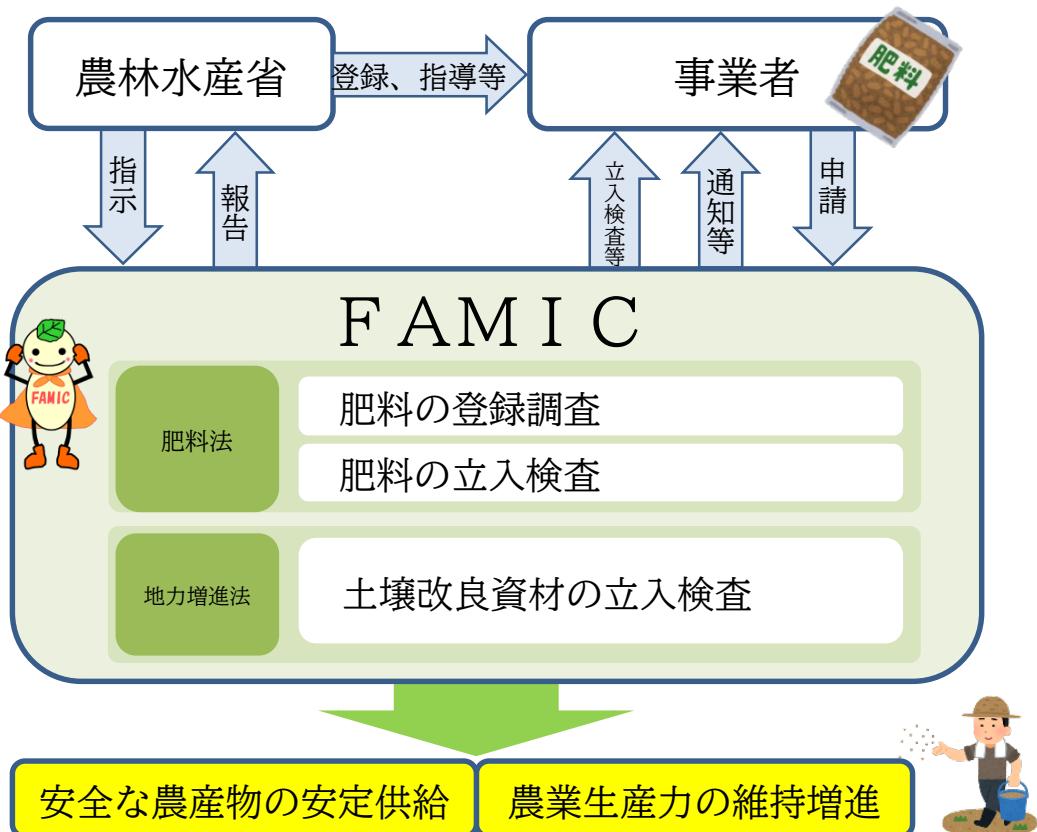
表：リスク一覧（令和6年度）

主なリスク・課題	対応
物価高騰への対応	・効率的な予算執行に努めるとともに、創意工夫により事業計画達成を図る
農薬再評価への対応	・審査業務の効率化を図るとともに人員配置の見直し、新規採用等による人員の補充を検討。また、PC増設、マルチディスプレイの整備等によりテレワーク環境を改善
施設・設備・分析機器の整備	・業務に支障が生じないよう、耐用年数や現状に応じて適宜、更新、修繕・修理等を実施 ・ヘリウムガスの供給逼迫により、分析業務に支障が出る可能性があるため、逼迫への対応を実施
技術力の維持・人材確保	・共同研究や論文投稿等の外部発信を推進。外部有識者と連携できる仕組みを検討
名古屋センターが入居する名古屋農林総合庁舎の廃止（令和7年度末予定）	・東海・北陸地域の業務に支障が生じないよう、業務継続に向け、移転先のセンターにおける令和6年度の設計及び改修工事の契約手続きの準備を実施
情報漏洩への対応	・事案の原因を究明し、改善策を検討、課等を単位とする緊急点検を実施、改善策を周知徹底 ・課等を単位とする業務点検において、フォローアップを実施

9. 業績の適正な評価の前提情報及び当事業年度の主な業務成果・業務実績

(1) 肥料及び土壤改良資材関係業務

① 業務の主なスキーム



肥料の登録調査	・生産業者等からの登録申請について、申請書の記載事項の調査及び見本肥料の分析・鑑定・栽培試験等を行い、公定規格への適合性を確認
肥料の立入検査	・生産事業場、倉庫等に立ち入り、肥料の生産・出荷に係る帳簿等を検査 ・収去した肥料等は、分析・鑑定・栽培試験等を行い、有効成分や有害成分の含有量が公定規格に適合しているか検査
土壤改良資材の立入検査	・製造事業場等に立ち入り、土壤改良資材の生産・出荷の帳簿等を検査 ・収集した土壤改良資材は、品質が基準に適合しているか検査

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇肥料の安全性の確保：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/01_hiryo/



② 令和6年度の業務成果・業務実績

ア 菌体りん酸肥料の流通拡大への対応

安定的な農業生産に不可欠な肥料は、その原料の多くを海外からの輸入に頼っています。昨今の国際情勢や円安などの影響により、肥料の価格高騰や品薄状態が発生し、農家や農産物を購入する消費者にも影響を与えています。国際情勢等に左右されにくく安定的な肥料の供給を実現するため、国内資源の有効活用が重要になっていました。また、農林水産省は「みどりの食料システム戦略」において、「2050年までに化学肥料の使用量を30%低減する」との目標を掲げ、有機物の循環利用を推進しています。国内資源の有効活用と有機物の循環利用の観点から、汚泥資源の利用拡大は喫緊の課題でした。

この課題の解決に向けて、令和5年10月に汚泥資源を原料としながら、品質管理を徹底することにより様々な肥料の原料としても使用できる「菌体りん酸肥料」の規格が新設されました。FAMICでは、菌体りん酸肥料の生産を行うために必要な「品質管理計画」の確認と事業者に対する研修を実施し、資源を活用した肥料の品質及び安全性の確保に貢献しました。

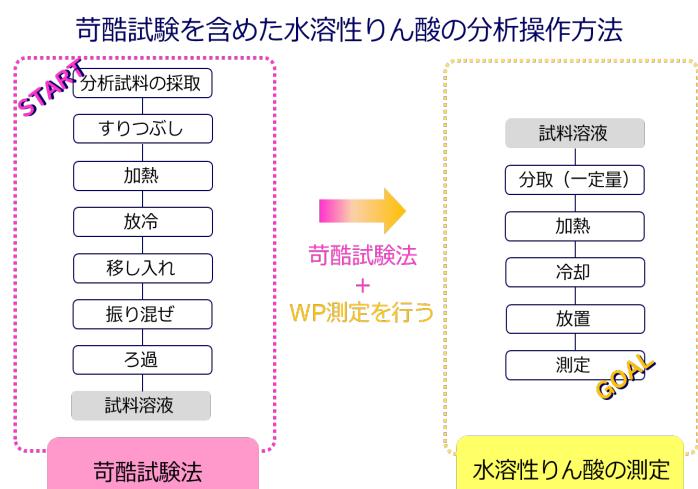


堆積した汚泥資源

イ 肥料等試験法の充実

肥料法に基づき、肥料成分等の分析は、FAMICが定めた分析法である「肥料等試験法」によることとされています。FAMICは、新たな成分や肥料に対応する分析法の開発及び改良、その分析法の性能確認、新しい分析機器を用いた簡便な分析法等についての調査研究を行い、その成果をもとに「肥料等試験法」の改正を行っています。

令和6年度は、苦土全量等の分析法について国際的に標準とされる妥当性評価※を行い、共同試験の解析結果を追加しました。また、ICP-OES（発光分光分析装置）を使用した分析に内標準法を追加し、硫黄を原料とした肥料のひ素分析の方法を改良しました。更に、これまで明確に定められていなかった苛酷試験法を開発したため、これらを加えて「肥料等試験法(2024)」としてホームページに掲載しました。なお、苛酷試験法については、試験方法の解説動画を公開して業界への周知をはかる工夫をしました。

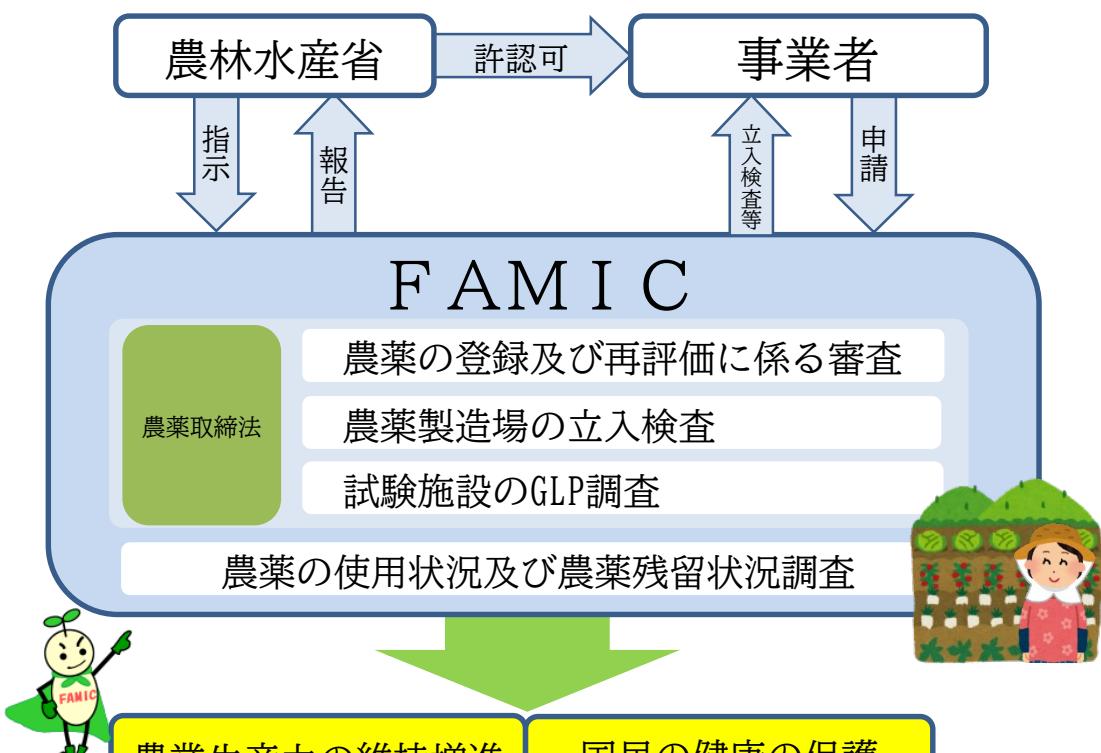


左側の前処理が苛酷試験法です。苛酷試験を行った後、低下を確認したい成分について分析（右図は水溶性りん酸の例）し、元の設計値とどれだけ変わるかを確認します。

※8試験室以上の共同試験による評価

(2) 農薬関係業務

① 業務の主なスキーム



農薬の登録及び再評価に係る審査	<ul style="list-style-type: none"> 農薬の登録申請者から提出された登録申請書及び試験成績に基づき、農薬としての効果に問題がないか、安全に使用できるか、農産物や土壤・水への残留によってヒトの健康や環境に悪影響を及ぼすことがないか等を総合的に審査 農薬の見本品について、その物理的化学的性状や有効成分の含有濃度等を検査し、農薬の品質を確認 法改正により新たに導入された、全ての農薬の有効成分の再評価においても、最新の科学的知見に基づき審査
農薬製造場の立入検査	<ul style="list-style-type: none"> 農薬製造場に立ち入り、製造に関する帳簿等を検査 立入検査で集取した農薬の品質、表示等を検査
試験施設のGLP調査	<ul style="list-style-type: none"> 農薬の登録申請時に提出される試験成績の信頼性確保のため、試験施設の設備、機器、試験操作、記録及び保管の状況について、優良試験所規範(GLP)への適合性を調査
農薬の使用状況及び農薬残留状況調査	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策の基礎資料とするため、農家における農薬の使用状況を調査し、農産物の残留農薬を分析

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇農薬検査部の業務の概要

<https://www.acis.famic.go.jp/acis/gyomu.htm>



② 令和6年度の業務成果・業務実績

ア 農林水産省からの緊急要請業務

農薬を製造・加工または輸入しようとする場合には、農薬取締法により農林水産大臣の登録を受けなければなりません。また、登録の際には「使用できる作物」や「使用できる時期」、「使用してよい量」などの「使用基準」を決めており、農薬の使用者は使用基準に従って使用しなければなりません。農薬取締法に基づく登録制度は、農薬の登録の際に、使用基準に従って使用した場合に安全であることを確認するシステムとなっています。

令和6年度、FAMICは農薬成分を含む可能性がある生産資材について農林水産省からの緊急の分析要請に直ちに対応し、農薬として登録されていない成分が含まれていることを確認しました。FAMICの分析の結果を基に、当該資材の販売中止及び自主回収が行われ、農林水産省によって本事案に基づく注意喚起が行われました。



このことは安全が確認できていない資材の流通防止に貢献し、消費者や農家への安全確保や農薬取締行政への信頼確保につながりました。

イ 農薬行政の国際調和に係る取組

我が国では、農薬の登録申請時に提出される試験成績の信頼性を確認するため、農薬GLP制度を導入しています。この制度に基づき、試験施設の設備、機器、試験操作、記録や保管の状況について、FAMICは試験施設の調査を行っています。またOECDの定めた国際ルールでは、GLP適合施設で作成された試験成績を各國での承認・登録申請に利用することができます。



OECD-GLPトレーニングコースの様子

なお、GLP調査当局の調査能力は、OECDにより評価されますが、FAMICは、これまで国際水準であると評価を受けております。令和6年度は、OECD-GLP作業部会に参加し、調査方法等技術的な討議等に参加するとともに他国の当局出席者と調査に関し意見交換を行いました。またOECD-GLPトレーニングコースに参加し、GLP調査手法について学びました。



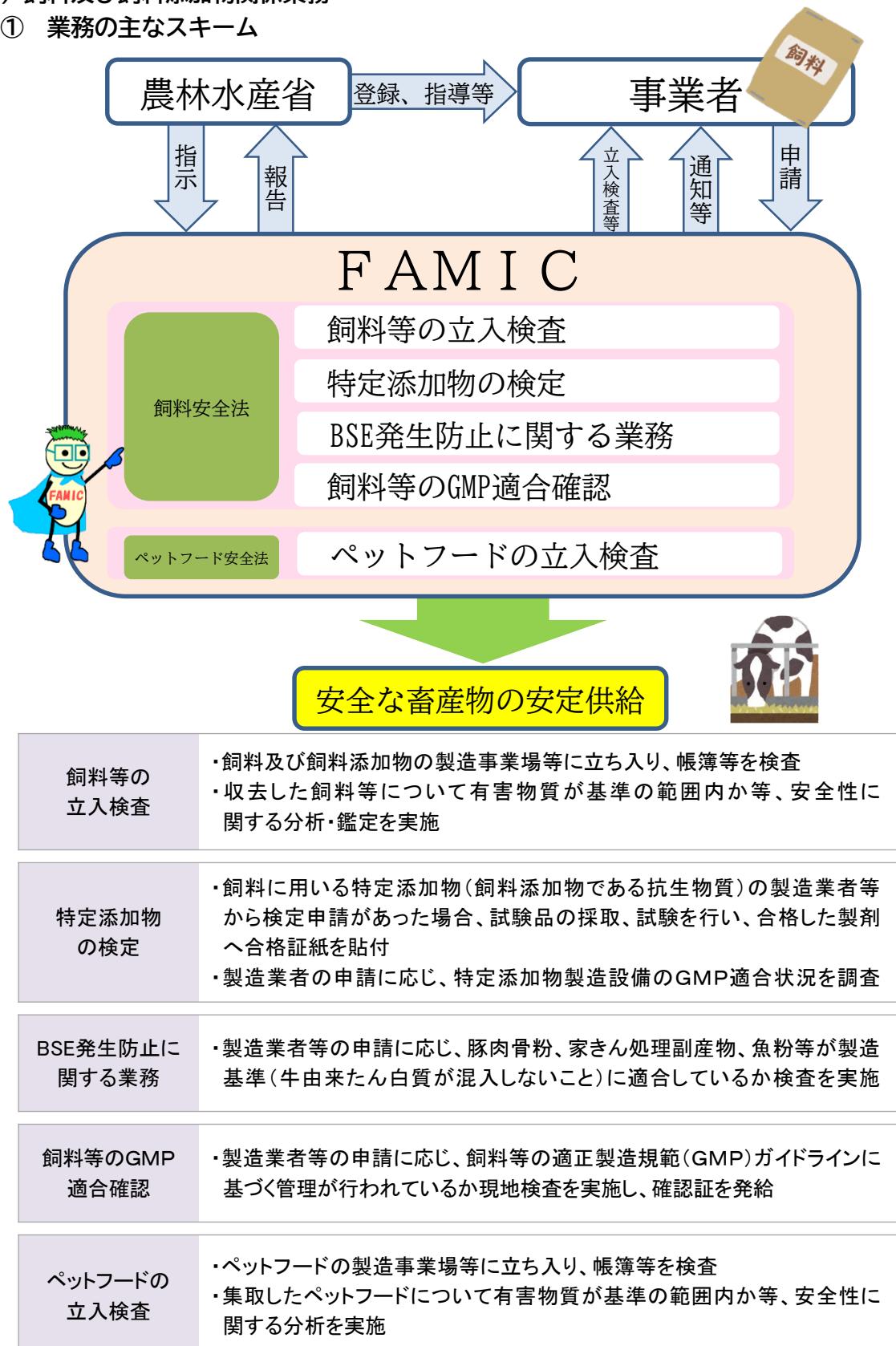
RETAQセンター職員への技術指導

この他、独立行政法人国際協力機構（JICA）からの要請で、ベトナム国農業農村開発省の傘下であるReference Testing and Agrifood Quality Service Center (RETAQセンター) 職員を研修生としてFAMICに受け入れ、残留農薬分析の方法を指導するため5日間に及ぶ研修を行いました。また併せて、FAMIC職員を専門家として同センターに派遣し、茶の残留農薬の多成分同時分析について1か月間に渡り技術指導を行いました。

このFAMIC職員の派遣で、RETAQセンター職員はLC-MS/MS（液体クロマトグラフィー質量分析計）による茶の残留農薬の多成分同時分析の技術を習得しました。また同分析法から残留農薬の抽出方法、精製方法、定量方法についても理解を深め、他の分析施設の職員の指導も行えるようになりました。今後のベトナム国での残留農薬分析技術の向上が期待されます。

(3) 飼料及び飼料添加物関係業務

① 業務の主なスキーム



詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇飼料等の安全性の確保

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/03_shiryo/



② 令和6年度の業務成果・業務実績

ア 牛肉骨粉等の豚・鶏等飼料への利用再開への対応

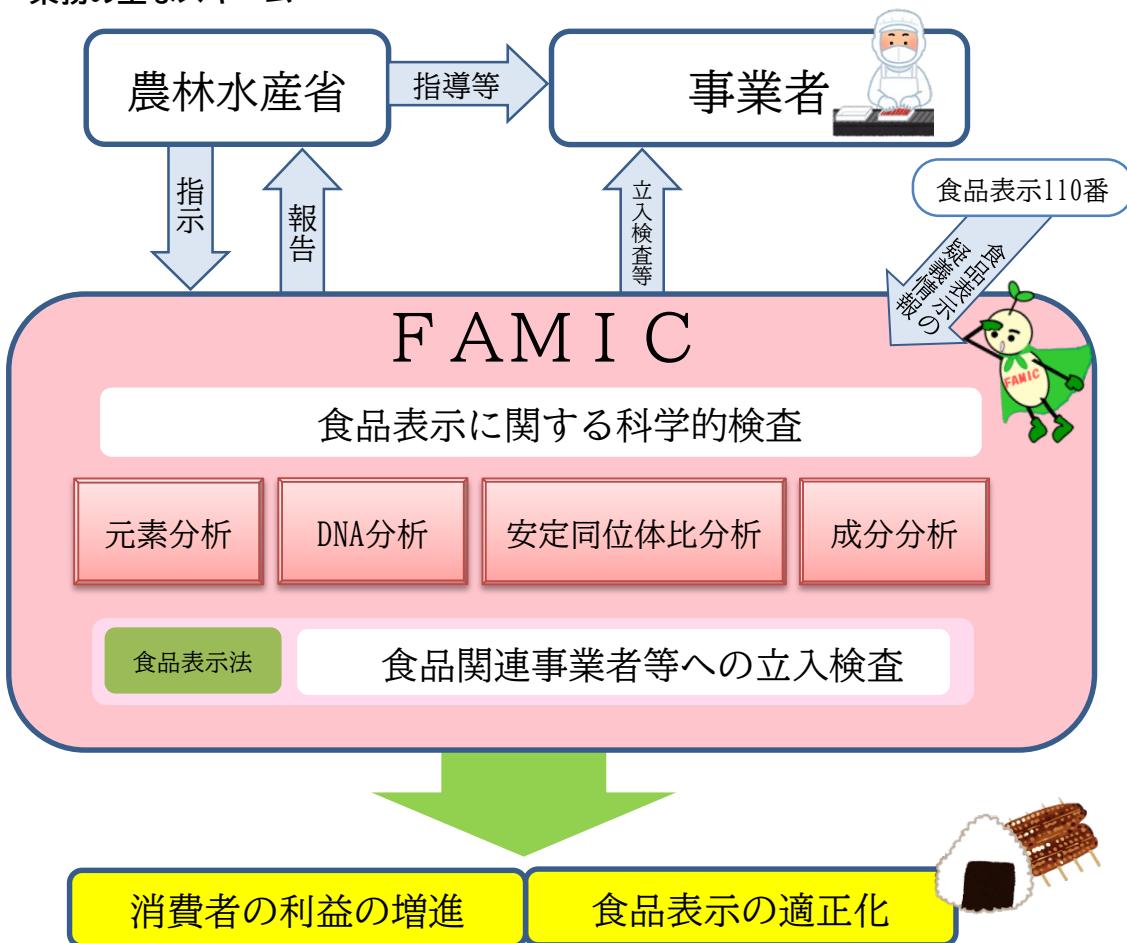
平成13年9月に国内で初めてBSEが確認され、飼料安全法に基づき牛肉骨粉等の飼料利用が全面的に禁止されました。その後、最新の科学的知見に基づくリスク評価の結果を踏まえて、平成27年には牛に由来する肉骨粉等の養魚用飼料への利用、平成30年にはめん羊及び山羊に由来する肉骨粉等の養魚用飼料への利用が再開されるなど、順次牛肉骨粉等の飼料利用の規制範囲が見直されてきました。令和6年10月、我が国におけるBSE発生リスクの低下等を踏まえ、牛肉骨粉等を鶏や豚用の飼料としても利用できるようになりました。

牛肉骨粉等を豚鶏用飼料の原料として製造・使用する事業場は、製造基準に適合していることについて農林水産大臣の確認を受けるため、FAMICの検査（大臣確認検査）を受ける必要があります。令和6年度、FAMICでは、全国にある牛肉骨粉等の製造事業場とそれを使用する配合飼料製造事業場について一斉に大臣確認検査を行いました。このことは、安全かつ良質な動物性たん白質資源の普及と、牛肉骨粉の焼却に係る国費の削減に貢献することとなります。



(4) 食品表示の監視に関する業務

① 業務の主なスキーム



詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇食品表示の監視：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/04_labeling/



② 令和6年度の業務成果・業務実績

食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解して選択したり、摂取する際の安全性を確保したりする上で重要な情報源となっています。我が国の消費者は、食品の原産地に対する関心が高く、原産地表示が商品選択における大きな要素の一つとなっています。FAMICは、原産地表示に関する検査を重要事項と位置付け、調査研究を積み重ねて検査に必要な分析技術を開発し、国産と外国産の価格差が大きい品目等を中心に検査を実施しています。

令和6年度は以下について取り組みました。

ア 食品表示に関する科学的検査

FAMICは、市販の食品について5,479件の検査を実施しました。また、いか加工品やさば加工品について、農林水産省とともに食品製造業者等に対する立入検査を行い、原産地表示や原材料表示の疑義の解明に結びつけました。その他、不適正表示に関する情報の受付と関係機関への回付を行いました。



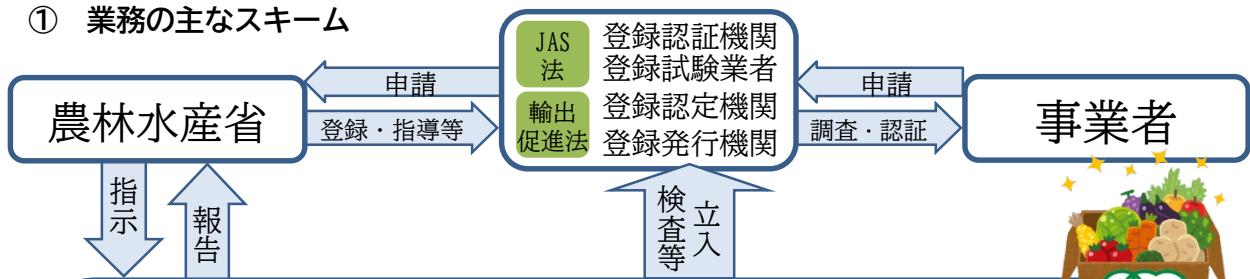
イ 新しい検査法の開発

FAMICは、食品表示の監視に活用する新たな分析技術や判別技術の開発・改良等を行うための調査研究を実施しています。令和6年度には元素分析による生鮮にんにくの原産地判別法について、現在の流通実態（国内産地の拡大）や販売形態（1鱗片単位での販売）に対応できるよう、判別技術の改良を行いました。今後、食品表示に関する科学的検査に活用する予定です。



(5) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

① 業務の主なスキーム



FAMIC



JAS法

- ・JAS原案の作成等
- ・登録認証機関等の登録調査
- ・立入検査

JASの
国際化

ISO
CODEX



輸出促進法

- ・団体規格の作成協力
- ・輸出促進法に基づく登録認定機関等の登録調査
- ・立入検査

その他、「適合性評価機関の認定業務」を実施

農林水産業及び食品産業等の持続的発展 消費者の利益の保護

JAS原案の作成
及び
JAS制度の普及等

- ・JAS原案の作成及び見直しを実施
- ・事業者団体等からのJAS制定・見直しの申出に係るサポートを実施
- ・事業者の創意工夫を生かしたJAS活用等を企図して国内外へ制度を普及

JAS法に基づく
登録認証機関等の
調査

- ・JAS法に基づき、登録認証機関、登録試験業者等になろうとする機関の登録基準への適合性を調査

JAS法に基づく
立入検査

- ・JAS法に基づき、登録認証機関、登録試験業者、認証事業者等に立ち入り、帳簿等を検査

団体規格の
作成協力

- ・輸出促進法に基づき、輸出促進団体の規格作成に協力

輸出促進法に基づく
登録認定機関等の
調査

- ・輸出促進法に基づき、登録認定機関等になろうとする機関の適合性を調査

輸出促進法に基づく
立入検査

- ・輸出促進法に基づき、登録認定機関等に立ち入り、帳簿等を検査

適合性評価機
関の認定業務

- ・国際規格に基づき、農林水産分野における認証機関や試験所を認定

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇JAS制度の運用：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/05_jas/



② 令和6年度の業務成果・業務実績

ア JAS制度の普及、運用

農林水産・食品分野の標準化に係るJAS制度では、「もの」の品質のほか、生産方法(プロセス)、取扱方法(サービス)、試験方法等のJAS制定が可能であり、幅広い事業者がJASを商品、技術、取組をアピールするビジネスツールとして活用しています。

FAMICでは、JASが戦略的に制定・活用され、農林水産物の輸出力強化に繋がるよう、JASの制定等に係る原案作成及びサポートを行うとともに、Webで新たなJASの提案に繋がる説明会を開催する等のJAS制度の普及啓発やJASの国際化に努めています。また、有機JAS製品の輸出拡大のため、我が国の有機認証制度と同等の制度を持つ国(有機同等国)と有機同等性を相互に承認できるよう、農林水産省が行う協議のサポートを実施しています。

令和6年度は、35件のJASの制定等に携わりました。また、東南アジア各国に、ASEAN ODA事業によるJAS講座等を行い、JASの理解の向上と、国際標準化への協力関係を醸成しました。さらに、日本提案の国際規格開発を進めるために、FAMICは新たにISO/TC34/SC6(食肉、魚等の分科委員会)の国内審議団体を引き受け、Pメンバー※として活動を開始しました。

有機同等性の相互承認については、適用品目の拡大に向け、有機同等国の有機制度の審査等を実施しました。その結果、EUについて、適用品目に有機畜産物が追加されるとともに、有機加工食品の原料原産地の制限が撤廃されました。また、米国による有機同等性協議に係る審査をサポートしました。

※ISO規格の提案権を持つ参加者



イ 輸出の促進

令和2年度に制定された輸出促進法が、更なる輸出拡大に向け令和4年10月に改正され、民間の登録発行機関による輸出証明書の発行や農林水産物・食品の輸出の促進を図る法人(輸出促進団体)を認定する等の仕組みが追加されました。FAMICは登録発行機関の登録等の調査を行うほか、輸出促進団体に必要な協力を行うことが可能となり、木材の輸出促進を図る団体の規格策定をサポートしました。

ウ FAMIC認定制度の実施

認定センター (Japan Accreditation Service for agriculture, forestry and fisheries: JASaff) は、ISO/IEC17011に基づき、認証機関及び試験所に対して認定業務を実施しています。

認定センターは、製品認証分野においてアジア太平洋認定協力機構(APAC)及び国際認定フォーラム(IAF)の国際相互承認※を締結しています。

※国際相互承認は、各国認定機関が互いの能力(ISO/IEC17011に基づく審査能力)を評価し、相互に同等なものとして承認する認定機関の枠組みです。国際相互承認を締結した認定機関の業務は国際的に通用するものとみなされます。

